

# 第 1 期 陸別町地域福祉計画

《計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度》

概 要 版

令和 4 年 3 月





# 第1章 計画策定に関する基本的事項

## 1. 計画策定の趣旨及び位置づけ

国では、平成29年に社会福祉法が改正され、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」と「受け手」という垣根を越えて、地域住民や地域全体が「他人事」としてではなく「我が事」として地域の問題を「丸ごと」受け止め、一人ひとりが社会的役割を持ち、世代や分野を超えて支えあいながらつながることで、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを始めており、陸別町でも実現に向けた対応が求められています。

これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、多種多様な地域生活課題に対し、地域住民が主体となって参加するとともに、親族や友人、専門職、事業者、福祉活動を担う人、民生委員・児童委員、NPO、ボランティアなど、様々な関係者が地域における新たなネットワークを形成して、互いに連携・協力することが必要です。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、第6期陸別町総合計画を上位計画とし、地域福祉に関する分野を具体化する計画のひとつであり、福祉関連の上位計画として位置づけます。

## 2. 計画の期間

地域福祉計画の計画期間は、令和4年度を初年度として令和8年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても実施状況や制度改正、社会経済情勢の変化など町民を取り巻く状況が大きく変化した場合に対応するため、適宜計画の点検や見直しを行うこととします。

## 3. 計画の進捗管理

### (1) 計画の進捗管理

計画の検証については、毎年度、町の福祉担当により、施策の進捗状況を確認します。また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握するなど、常に町民のニーズや活動実態の把握に努めます。さらに、地域福祉をめぐる社会環境や制度などが絶えず変動している現状を踏まえ、施策や事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策や事業の実施に活かしていきます。

### (2) 計画の推進

地域福祉計画を推進していくためには、施策の進捗状況を把握するとともに、福祉関連の個別計画に施策を反映させていく必要があります。また、次期計画策定時に、町民向けアンケート調査で各施策を町民に評価してもらうことにより、町と町民の視点の違いなどを明らかにし、さらなる計画の推進につなげていきます。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1. 陸別町の現状

総人口は減少傾向が続いていますが、高齢化率は年々増加しています。

	平成28年	対人口比		令和3年	対人口比
総人口	2,526人		➔	2,290人	
年少人口（15歳未満）	242人	9.6%	➔	216人	9.4%
生産年齢人口（15～64歳）	1,348人	53.4%	➔	1,179人	51.5%
高齢者人口（65歳以上）	936人	37.1%	➔	895人	39.1%
要介護・要支援認定者数（認定率）	170人	18.7%	➔	149人	17.4%
障害者手帳交付者数	206人	8.2%	➔	196人	8.6%
生活保護世帯	15世帯		➔	13世帯	

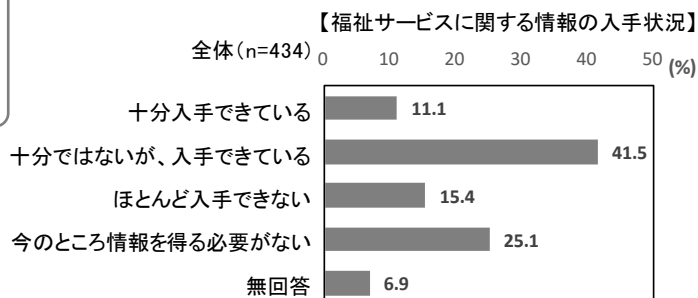
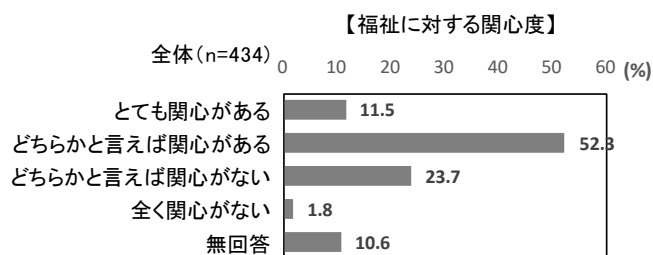
### 2. 陸別町における地域福祉の課題

#### (1) 町民向けニーズ調査結果の概要

- 調査対象：町内にお住まい（令和3年8月1日現在）の、16歳以上の方
- 調査方法：無作為に抽出した1,000名に郵送配布、郵送回収・Web回収
- n = 336：アンケートに回答いただいた336名

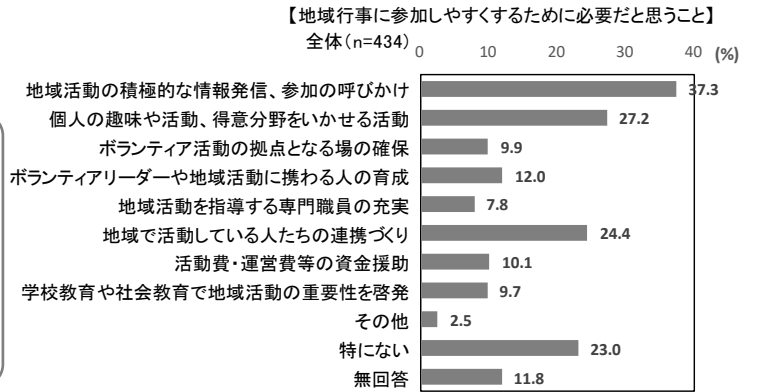
- 福祉への関心がないとの回答が約3割、福祉サービスに関する情報をほとんど入手できないとの回答が約2割

福祉に関する情報発信を強化することや、福祉への正しい意識や理解促進が重要。  
また、きめ細やかな情報発信と相談対応体制の整備について、今後検討していくことが重要。



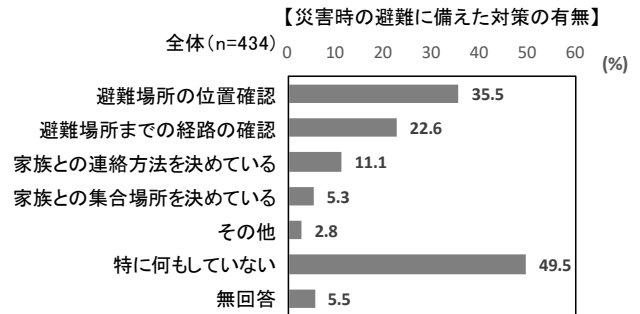
- 地域のつながりがあると思うとの回答が約7割、地域活動等への参加・協力しているとの回答は約7割

さらなるつながりの強化に向けた地域住民同士の交流機会増や、交流の場整備等について今後検討していくことが重要。  
また、行政や活動運営側からの情報発信・提供を強化するとともに、交流の機会の創出・周知の必要性がうかがえる。



- 災害時の避難に備えた対策について、特に何もしていないとの回答が約5割

避難行動要支援者名簿や、避難所の環境整備等、住民が安心して避難できる体制づくりについて、今後検討していくことが必要。



(2) 団体向けニーズ調査結果の概要

- 調査対象：町内に所在（令和3年8月1日現在）する福祉に関係のある団体
- 調査方法：19団体へ郵送配布・郵送回収
- n = 14：アンケートに回答いただいた14団体

- 地域活動における問題点等は、世代間交流の少なさや地域活動が活発ではないとの回答が多い
- 団体運営上の問題点等は、スタッフ不足やスタッフの固定化との回答が多い

地域コミュニケーションの強化、世代間交流を図る取り組み、若年層が主力に活動できる環境整備等を検討していくことが必要。

- 団体が活動していく上で陸別町に望むことは、活動上必要な情報提供や、団体や活動についての情報発信との回答が多い
- 地域活動に参加しやすくするために必要なことは、地域内交流を深めるとの回答が多い
- 地域活動や運営上における問題点等は、地域のなかで気軽に集まれる場が少ないとの回答が多い

町から団体へ必要な情報を提供していく体制づくりや、町民に対する地域活動への理解促進、活動や団体の広報・啓発活動等の体制づくりが重要。  
また、地域活動を行える場を十分に確保できるような仕組みづくり等の検討が重要。

- 災害発生時に団体が参加できる活動は、生活物資などの訪問配布、家の片づけ・手伝い、がれき撤去・雪かきとの回答が多い
- 災害時に住民が支えあう地域づくりとして陸別町に不足していることは、すみやかに伝達できる情報伝達システムの整備との回答が多い

避難行動要支援者名簿の情報共有、迅速で的確な情報伝達システムの整備・構築等についての検討が重要。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

優しさが つながる あたたかな町 りくべつ

### 2. 基本目標

#### 【基本目標1】 つながり・支えあう地域づくり

地域とのつながりを感じている住民は多くみられることから、「地域とのつながりがある」陸別町の強みを活かしながら、地域共生社会の実現に向けて社会福祉協議会等と連携し、啓発活動や福祉教育等によりさらなる福祉意識の醸成を図ります。また、地域の見守り活動や地域活動の推進、地域活動の場づくり等に取り組み、住民同士の支えあいや助け合いがある福祉社会の実現を目指します。

#### 【基本目標2】 適切なサービスが受けられる仕組みづくり

少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域課題はますます複雑化・多様化し、今後は行政のサービスだけでは対応しきれない事案が増えてくることが想定されます。社会福祉協議会を核とした地域福祉のネットワークの充実を図り、包括的な相談支援体制を整備し、必要な人に適切な情報やサービスが提供できる体制の充実に努めます。

また、生活困窮者やひきこもり者への相談支援を充実させていきます。

#### 【基本目標3】 安心安全に暮らせる地域づくり

近年、地震や局地的豪雨といった災害が発生しているなか、災害時の避難に備えた対策をしていない住民が多くみられることから、自治会や消防、警察等の関係機関と連携しながら、災害に備えた体制を整備していきます。また、地域の防犯活動の促進や、交通弱者に対する支援、ユニバーサルデザインの推進等、町民が安心して安全に暮らせるための取り組みを充実していきます。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 つながり・支えあう地域づくり

#### 施策1 地域福祉の意識醸成

##### (1) 福祉の啓発

住民の地域福祉への理解を深め、地域とのつながりを持つきっかけになるよう、様々な媒体を利用した広報・啓発活動を推進します。

##### (2) 福祉教育の推進

ジュニアリーダーやボランティアリーダーの養成、小中学校への出前講座の実施等により、福祉を身近に感じ、学ぶことで福祉の心を育むとともに、次世代の地域福祉を担う人材の育成に努めます。

##### (3) 多世代とのつながり

子どもから高齢者まで多世代の住民が気軽に立ち寄ることのできる交流拠点や、地域コミュニティに参加しやすい環境づくりの推進が重要です。

また、認知症高齢者や障がいのある方への理解促進のための交流の場の整備等、地域住民が福祉に接する機会を創出し、その活動を支援することで、福祉への理解促進に努めます。

#### 施策2 支えあいの基盤づくり

##### (1) 支えあう地域づくり

地域における支えあいや助けあいの大切さの周知・啓発を進めるとともに、社会福祉協議会等と連携し地域での支えあい・助けあいへの取り組みを推進します。

##### (2) 担い手育成

町、社会福祉協議会、ボランティア団体等を中心に地域リーダーとなる人材の育成に取り組むとともに、各関係機関と連携しながら次世代の担い手となる人材の発掘・確保に努めます。

##### (3) 見守り活動の推進

地域におけるつながりや町民が主体の福祉活動の重要性の周知・啓発に努めるとともに、自治会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域の見守り活動や安全対策への取り組みを支援します。

#### 施策3 地域活動の活性化

##### (1) 地域活動への奨励・支援

地域に関わる様々な団体や各種関係機関等と連携し、団体の地域活動内容の周知や、福祉団体への補助金等を積極的に支援することで、地域を支える各団体の維持と活動の活性化・活発化を図ります。

## (2) 地域活動への参加促進

地域福祉活動を継続的に推進し、町民の地域コミュニティに対する意識の醸成を図るため、町広報誌やホームページによる周知・啓発を行い、地域福祉活動への積極的な参加を促します。

## (3) 地域福祉の拠点づくり

多種多様な生活スタイルに寄り添った交流内容等、地域コミュニティに参加しやすい環境づくりが重要となります。

また、認知症高齢者や障がいのある方との交流の場の整備等、地域住民が福祉に接する機会を創出し活動を支援することで、福祉への理解促進に努めます。

# 基本目標 2 適切なサービスが受けられる仕組みづくり

## 施策 1 地域福祉推進体制の充実

### (1) 相談支援体制の整備

各関係機関や行政機関の連携を強化し、相談支援の充実を図ります。

また、福祉サービスに関する必要な情報等の共有を行い、支援が必要な方への継続的・専門的な支援に努めます。

### (2) 情報提供の充実

年齢・性別・障がい等に関わらず誰もが情報を入手し理解できるよう、また、サービスが必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、町民へのわかりやすい情報提供の充実に努めます。

## 施策 2 福祉サービスの利用促進

### (1) 福祉サービスの充実

町民が安心して必要な福祉サービスを利用できるよう、サービスの提供体制や内容を充実させていくことが重要です。

福祉サービスの質の向上のため、福祉従事者の育成、人材の確保や研修の充実に努め、各関係機関や各団体とも連携し、福祉サービスの充実を図ります。

## 施策 3 困りごとを抱えた方への支援

### (1) 権利擁護の推進

高齢や障がいにより判断能力が不十分な人や子どもの権利が十分に擁護され、地域に暮らす誰もが安心して日常を送ることが出来るよう、権利擁護の取り組みが重要です。

地域包括支援センターや各種相談機関、医療機関等との連携をさらに強化し、権利擁護に関する周知や理解促進と、必要とする方への利用支援に努めます。

### (2) 生活困窮者の自立相談支援

制度の狭間にある問題への包括的な支援を実現させるために、相談窓口の広報・周知を徹底し相談体制を充実させていくとともに、地域のネットワークや民生委員・児童委員等と連携することで生活困窮者の早期把握と課題の早期解決に努めます。



### (3) ひきこもり者への相談支援

若年層や高齢者のひきこもり・閉じこもりは近年全国的に増加傾向にあり、社会全体で取り組むべき課題となっています。社会や地域・家庭のなかで孤立せず、ひきこもりの長期化を防げるよう、各関係機関と連携しひきこもりの相談窓口の設置・周知に努めるとともに、ひきこもり者の早期発見・実態の把握を図ります。

## 基本目標3 安心安全に暮らせる地域づくり

### 施策1 災害時対策の強化

#### (1) 地域防災力の強化

陸別町では、災害発生を想定した防災訓練を定期的に行うことで、町民の災害に対する意識の醸成を図ります。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防策として、「新しい生活様式」の普及・啓発に努めます。

#### (2) 避難行動要支援者の把握

保健福祉センターや各関係機関・各関係団体と連携し、自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）の名簿の充実に努めるとともに、避難が必要な際に支援が円滑に行われるよう、具体的な支援内容についての検討を進めます。

#### (3) 福祉避難所の整備

既存の指定施設を町民へ広く周知できるよう、様々な媒体を利用した周知方法を検討し、避難場所についての情報拡充に努めます。

### 施策2 防犯体制

#### (1) 防犯活動の促進

日頃から地域や個人で犯罪への意識や対応能力を高め、地域の見守り活動等を行うことで、犯罪を起こしにくい環境をつくることが重要です。

防犯意識向上のため、警察や各関係機関と連携し犯罪や事故防止のための普及・啓発活動や防犯活動を推進するとともに、消費生活に関する相談窓口の充実に努めます。

### 施策3 安心できる生活環境づくり

#### (1) 交通弱者の移手段の確保

誰もが住み慣れた地域で快適な生活が送れるよう、移手段のない方やバス路線では補いきれない地区の方等への移手段の確保と交通環境の向上に努めます。また、現行のバス路線への運賃助成等により、利用の促進を図ります。

#### (2) ユニバーサルデザイン等の推進

すべての公共施設にユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者や障がいのある方だけではなく、すべての町民が安心して快適な生活を営めるよう、環境整備に努めます。

また、情報のバリアフリー化を目指し、新しい技術の導入を図っていきます。

## 第1期 陸別町地域福祉計画

---

令和4年3月

陸別町保健福祉センター  
北海道足寄郡陸別町字陸別東2条3丁目2  
TEL:0156-27-8001  
FAX:0156-27-8002